

平成 24 年 11 月 7 日

金融庁監督局総務課
健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）」に対するコメント

今般、当協会では、平成 24 年 10 月 24 日付で意見募集が行われました標記告示改正案に対するコメントを別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課に係る国内告示改正案(2012年10月24日公表)に対するコメント

(別紙)
平成24年11月7日
一般社団法人全国銀行協会

項番	銀行告示の 頁番号/該当条項	項目・論点	該当箇所	コメント	理由等
1	P2 第1条 7の3	適格中央清算機関		適格中央清算機関(適格CCP)の定義において、「銀行が第270条の8第2項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者」の前提が記載されている。海外の適格CCPも含め、バーゼル3導入に向けた対応が予定通りなされていない場合には、時限措置等、状況に応じた対応を検討頂きたい。	同左
2	第1条 7の3	適格中央清算機関	ハ 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者	バーゼル暫定規則のテキスト(Annex4, Section I, A. General Terms)上は適格中央清算機関と認定される条件として各国当局が「FMI原則(CPSS-IOSCO Principles for Financial Market Infrastructures.)に則していることを『公表している』こと」が条件とされている。 2013年3月末までに各国が斯かる情報を「公表している」ことが確認できない場合に備え、附則による経過措置やQ&Aによる適格となる先の明確化を検討頂きたい。 (案1)規制開始より●年間は適格中央清算機関とみなしてよいものとする(経過措置) (案2)公表されていない場合であっても(具体的な機関名で)●●、○○、△△は適格中央清算機関と考えてよい(例示)	現状、諸外国のFMI(Financial Market Infrastructures)整備に係る対応状況、個別清算機関における態勢整備の動向が不透明であり、斯かる状況に鑑み、何らかの予防的措置が必要と思われるため。
3	P17 第139条の2 P8 第48条 第2項	間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャー		第139条の2において、標準的手法採用行が直接清算参加者として清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、信用リスク・アセットの額に一定の掛目を適用することができる規定となっている。 バーゼル暫定規則では、EADに対して掛目を適用、CVAリスク相当額算出時にも、当該掛目を勘案したEADを使用可能と認識しており、同様の取扱いが可能な旨、確認させて頂きたい。	同左 (なお、内部格付手法では、第157条第6項等において、EADに対して掛目が適用されることになっており、CVAリスク相当額算出時のEADにも当該掛目が適用されることになるものとの認識。)
4	P17 第139条の2	間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスクアセットの額の算出方法特則		適格中央清算機関以外(適格でない中央清算機関、外部のブローカー等)への清算取次ぎに伴う間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、リスクのマージン期間はどのように扱うのか、明確化頂きたい。	告示におけるリスクのマージン期間の定義(マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう)に鑑みると、適格中央清算機関が否かによって扱いを変える必要はないと考えるため。
5	P21 第270条の6 第1項	中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスクアセット	中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー	直接清算参加者が清算業務を間接清算参加者に提供する場合であって、中央清算機関がデフォルトに陥った場合に取引価値の変動から生じる損失について間接清算参加者に補償する債務が直接清算参加者には、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーについて資本賦課を行わなくてもよいのか、明確化頂きたい。	バーゼル暫定規則の文書には「清算会員が清算業務を顧客に提供する場合、2%のリスク・ウェイトは、中央清算機関がデフォルトに陥った場合に取引価値の変動から生じる損失について顧客に補償する債務が清算会員にあるときに生じる。清算会員の中央清算機関向けトレード・エクスポージャーにも適用される」との記載がある。 直接清算参加者が中央清算機関のデフォルトによる損失を間接清算参加者に補償しない場合、即ち直接清算参加者が単に間接清算参加者の代理人の場合には、直接清算参加者は中央清算機関のデフォルトによるリスクにさらされていない(間接清算参加者が中央清算機関向けリスクを負っている)ものと考えられるため、規制の趣旨に鑑みるとこのような場合にまで資本賦課は必要ないと思われることから、その点を明確にさせて頂きたい。
6	P23 第270条の8	清算基金の信用リスク・アセット		清算基金の信用リスク・アセットの額については、2つの手法が提示されているが、銀行の判断により、いずれの手法を選択しても良いのか、明確化頂きたい。	同左

7	P22 第270条の6 第3号	直接清算参加者向けトレード・エクス ポージャー		第270条の6第3号では、当該条文中にある「第270条の2第1項第2号に掲げる要件の全てを満たすもの」との記載を踏まえ、「適格」中央清算機関を前提としているのか確認させて顶きたい。	(確認のため)
8	P24 第270条の8 第21項 第1号	リスク・センシティブ手法	“EBRM(i)”の定義	“EBRM(i)”に「当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額」とあるが、当初証拠金額を加える事由を確認させて顶きたい。	(確認のため)
9	P24 第270条の8 第21項 第1号、第7号	リスク・センシティブ手法	“A(Net.i)”の定義及び“DF(CCP)”の区分	“A(Net.i)”については、「派生商品取引に関してカレント・エクスポージャー方式で算出した場合のアドオンを除く」とあるが、バーゼル暫定文書では、派生商品取引のアドオン部分等として定義されているのではないかと。 また、その場合には、第7号において、“DF(CCP)”は、「 $\sum A(Net.i)$ 」の額の割合に応じた額」で区分される旨記載されているが、バーゼル暫定文書(パラ120)におけるEAD割合と異なる定義になるのではないかと。	(確認のため)
10	P25 第270条の8 第21項 第8号、第9号	リスク・センシティブ手法	“K(CM)”の算出	第8号において、「“DF(CM)”が零を上回らない場合は、各清算参加者の未拠出の清算基金の額を清算基金の額とみなして」とあるが、本件は、全直接清算参加者に対する所要自己資本の額の配分(つまり、“K(CM)”の算出式)のみを使用するものとの理解で良いかと。	(確認のため)